

## つばめガスWEB請求明細サービス利用規約

### 第1条（本特約）

「つばめガスWEB請求明細サービス利用特約」（以下「本特約」といいます。）は、つばめガス株式会社のお客様に対し、毎月の「請求明細」を、郵送による方法に代えて本特約に定めた方法により提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めるものです。

### 第2条（本サービスの利用）

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、本特約を承認したうえで、当社の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービスの利用登録をした会員（以下「利用登録会員」といいます。）は、本サービスを利用できるものとします。
2. 本サービスはお支払方法が口座振替およびカード決済のお客様が対象となります。（コンビニ支払い等振り込み用紙の郵送が必要なお客様は本サービスをご利用できません。）

### 第3条（つばめガスWEB請求明細の閲覧方法）

1. 当社は、「請求明細」を電子化したつばめガスWEB請求明細（以下「請求明細」といいます。）を利用登録会員毎の毎月のガス検針日以降に、当社のWEB会員向けのWEBサイト上に利用登録会員が閲覧できる状態にアップし、希望者には利用登録会員が届け出た電子メールアドレスに「請求明細」が更新された旨の電子メールを配信します。利用登録会員はWEBサイトのマイページにアクセスして「請求明細」を閲覧するものとします。
2. 利用登録会員の本サービス利用登録期間中は、当社から利用登録会員への「請求明細」の郵送は停止するものとします。

### 第4条（つばめガスWEB請求明細の更新時期）

当社は「請求明細」を電子化したつばめガスWEB請求明細書を、毎月1回WEBサイト上にアップしますが、当月分の「請求明細」アップ後に発生した売上げ、入金等の取引情報は次月の「請求明細」に反映させるものとします。

### 第5条（保安の周知）

当社は利用登録会員に対しては、液化石油ガス法で定められた2年または1年毎のガスの安全利用に関する保安の周知を書面の郵送に代えて、利用登録会員のマイページに掲載する方法で行うこととします。ただし、利用登録会員が希望する場合、あるいは当社が必要と判断した場合は書面の郵送または手渡しにより行うこととします。

#### 第6条（ガス料金改定の通知）

当社はガス料金改定を行う場合、利用登録会員に対しては、料金改定の1ヶ月以上前までに利用登録会員のマイページ上で通知する方法で行うこととします。ただし、利用登録会員が希望する場合、あるいは当社が必要と判断した場合は書面の郵送または手渡しにより行うものとします。

#### 第7条（本特約の改定）

当社は、本特約の一部または全部をいつでも改定できるものとします。その場合、当社は改定後の本特約を当社WEBサイトに掲示することにより、会員に改定をお知らせします。改定の効力はWEBサイトへの掲示の完了の時点で生じるものとします。

2020年9月制定